

介護老人保健施設 すこやかのご案内
(通所リハビリテーション 重要事項説明書)
(令和5年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設すこやか
- ・開設年月日 平成8年11月1日
- ・所在地 直方市頓野 975 番地
- ・電話番号 0949-26-7550 ファックス番号 0949-26-7720
- ・管理者名 施設長 吉村 恵
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(405,54,8009,1号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設すこやか・通所リハビリテーションの運営方針]

利用者の生活の質を高めるため、心身の機能の維持回復、生活動作の向上、地域社会活動への参加を目的としたリハビリテーションを提供し、利用者の居宅・地域における生活を支えます。

(3)施設の職員体制

職 種	配 置	業 務 内 容
医 師	1以上(入所と兼任)	リハビリテーションの指示や生活上の助言、緊急時の処置および受診の判断を行う
看 護 職 員	1以上	利用中の体調管理、服薬管理、必要に応じた処置を行う
介 護 職 員	2以上	通所リハビリテーション計画等に従って、利用中の介護、送迎などを行う
理 学 療 法 士	1以上 (入所と兼任)	医師の指示を受けて行うリハビリテーションの実施、リハビリテーション計画等の策定とそれに伴う必要な調査、利用者及び介護支援専門員、居宅サービス事業者に対する生活上の助言など
作 業 療 法 士		
言 語 聴 覚 士		
管 理 栄 養 士	1以上(入所と兼任)	管理者の命を受けて行う利用者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること
栄養士		
事務職員	1以上(入所と兼任)	管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること

(4)通所定員等

定員： 40 名
サービス提供時間： 8:45～15:45
営業時間： 8:30～17:00
休業日： 日曜日、年末年始(12/31～1/3)

(5) 通常の送迎の範囲

- ・直方市 ・宮若市 ・鞍手郡 ・田川市 ・田川郡(福智町、糸田町) ・飯塚市
- ・中間市 ・北九州市八幡西区

送迎料金について

これらの地域にお住まいの方は、送迎費用が基本料金に含まれております。その他の地域にお住まいの方は、実費として、上記の地域との境から1kmにつき20円(片道)を申し受けます。

2. サービス内容

- ① (介護予防)通所リハビリテーション計画等の立案
- ② 食事の提供
- ③ 入浴
- ④ 居宅サービス計画等に基づく医学的管理・看護・介護・リハビリテーション
- ⑤ 送迎
- ⑥ 相談援助
- ⑦ 栄養改善指導・口腔機能向上指導
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他

***これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。**

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・医療法人社団温故会 直方中村病院 直方市大字頓野993番地1
- ・社会保険 直方病院 直方市須崎町1番地1

・協力歯科医療機関

- ・やまだ歯科 直方市頓野1094番地1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、本契約書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・衛生管理上、食べ物の持ち込みはお断りしております。
- ・ご要望に配慮した計画に基づいてリハビリテーションを提供しますが、リハビリの時間以外も、生活そのものがリハビリと考え、状態や体力に応じて各自でできることはご自分でやって頂きます。
- ・発熱等、その日の体調によっては入浴を中止することもございますのでご了承ください。
- ・おむつが必要な方は、ご自宅よりご持参ください。
- ・私物の紛失については、明らかな過失がある場合を除き責任を負えません。金銭の持参は必要最小限とし、自己管理をお願いいたします。
- ・利用中の飲酒はご遠慮いただいております。また、施設内は全館禁煙となっております。
- ・他者に対しての営利行為・宗教の勧誘、特定の人物・団体を支援する政治活動はご遠慮ください。
- ・ご利用前には介護保険証を確認させていただきます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報設備、備蓄食料、自家用発電機
- ・防災訓練 年2回

6. 要望や相談ならびに苦情の受付

ご要望や苦情に対する当施設の対応は、次のとおりです

- ・相談窓口は通所リハビリテーション主任です。お気軽にご相談ください。

(電話 0949-26-7550 FAX 0949-26-7720 通所リハ主任：^{やりた} 鎗田)

- ・お寄せいただいた内容に対しては、次の者が担当いたします。担当者が不在の場合や、その場で答えができない場合には、後日の返答となる事もございます。予めご了承ください。

看護師長	木原 恵美
通所リハ主任	鎗田 絵里奈
事務長	中村 重泰

- ・受付の「ご意見箱」を使用して、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・受付いたしました内容については、次のように対処いたします。

1	受付者が師長・事務長に連絡の後、苦情相談受付簿に記入してリスクマネジメント委員会に提出	当日
2	委員会による内容の把握、職員への聞き取り、具体的な対応策の検討を行います。	3 日以内
3	ケア方法の変更、そのケアプランへの反映、問題点に対する改善策など必要な措置の有無をまとめ、ご返答いたします。	1 週間以内
4	今後の対応と計画を職員に周知、実行します。	1 週間～
5	必要性に応じ、保険者および所在市町村（直方市）に報告を行います。	

- ・公的な苦情申し立て機関は次のとおりです。

直方市 健康長寿課 介護サービス係 〒822-8501 直方市殿町 7-1	0949-25-2390 0949-24-7320 (FAX)
宮若市・鞍手郡 福岡県介護保険広域連合 鞍手支部 〒823-0003 宮若市本城 458-2	0949-34-5046 0949-34-5047 (FAX)
田川市・田川郡 福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 〒825-0016 田川市新町 18-7	0947-49-1093 0947-49-1097 (FAX)
飯塚市 介護保険課 事業所係 〒820-8501 飯塚市新立岩 5-5	0948-22-5500 (代表) 0948-25-6214 (FAX)
北九州市八幡西区 保健福祉課 介護保険担当 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎 3-15-3	093-642-1441 093-622-6463 (FAX)
中間市 介護保険課 給付係 〒809-8501 福岡県中間市中間 1-1-1	093-246-6283 093-244-0579 (FAX)
国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47	092-642-7813 092-642-7857 (FAX)

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

ご利用料のご案内
(令和6年8月1日現在)

(A) 介護保険サービスの自己負担（自己負担割合1割の場合）

※2割・3割負担の方は掛けてお考えください(端数計算により誤差を生じる事があります)

1) 基本サービス料（要支援は1月あたり、要介護は1日あたり）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2 時間	2268 円 (月)	4228 円 (月)	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
2～3 時間			383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
3～4 時間			486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
4～5 時間			553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5～6 時間			622 円	738 円	852 円	987 円	1120 円
6～7 時間			715 円	850 円	981 円	1137 円	1290 円
7～8 時間			762 円	903 円	1045 円	1215 円	1379 円

2) その他の介護サービス料（要介護）

名 称	単位	金 額	備 考
延長加算 8～9 時間	1 回	50 円	
延長加算 9～10 時間	1 回	100 円	
延長加算 10～11 時間	1 回	150 円	
延長加算 11～12 時間	1 回	200 円	
リハビリテーション提供体制加算	1 回	12 円	手厚いリハビリ体制への評価。3～4 時間の提供時に算定。
	1 回	16 円	手厚いリハビリ体制への評価。4～5 時間の提供時に算定。
	1 回	20 円	手厚いリハビリ体制への評価。5～6 時間の提供時に算定。
	1 回	24 円	手厚いリハビリ体制への評価。6～7 時間の提供時に算定。
	1 回	28 円	手厚いリハビリ体制への評価。7～8 時間の提供時に算定。
理学療法士等体制強化加算	1 日	30 円	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置
入浴介助加算 I II	1 日	40 円	
	1 日	60 円	自宅での入浴を目指した計画を作成、実施した場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算 イ(開始より6ヶ月以内) 同(開始より6ヶ月以降)	月	560 円	ご利用者様の動作や状態を調査し、それに合わせてリハビリテーションを計画、医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士がリハビリテーション会議の場を通じて内容をご説明いたします。医師が説明を行った場合は、270 円(負担1割の場合)が追加されます。
	月	240 円	
リハビリテーションマネジメント加算 ロ(開始より6ヶ月以内) 同(開始より6ヶ月以降)	月	593 円	リハビリテーション会議は、利用開始から6ヶ月間は月に1回、それ以降は3ヶ月に1回開催します。 更に計画の内容や状態を厚労省に報告した場合は左記「ロ」が、それに加えて口腔・栄養について一体的に取り組む場合は「ハ」が適用されます。
	月	273 円	
リハビリテーションマネジメント加算 ハ(開始より6ヶ月以内) 同(開始より6ヶ月以降)	月	793 円	
	月	473 円	
(医師が説明を行った場合)	月	270 円	詳しくは当施設職員がご担当のケアマネージャーにお尋ねください。
短期集中 個別リハビリテーション実施加算	1 回	110 円	退院日又は認定日から3ヶ月以内の個別リハビリテーション
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 I 同 II	1 回	240 円	利用開始から3ヶ月以内、週2回までの認知症リハビリテーション
	月	1,920 円	利用開始から3ヶ月以内、月4回以上の認知症リハビリテーション
生活行為向上リハビリテーション 実施加算 (6ヶ月以内)	月	1,250 円	実際の生活の場面での動作を確認し、それを向上させるリハビリテーション。
若年性認知症利用者受入加算	1 日	60 円	若年性認知症利用者(65歳未満)の場合

栄養アセスメント加算	月	50 円	栄養状態を把握し状態を説明、相談等の対応を行った場合。
栄養改善加算	1 回	200 円	低栄養(の恐れのある)利用者への栄養管理。月2回まで。
口腔・栄養スクリーニング加算 I	1 回	20 円	6 月毎に口腔・栄養状態について確認、ケアマネージャーに報告した場合。
同 II	1 回	5 円	〃 口腔または栄養状態について確認、 〃
口腔機能向上加算 I	1 回	150 円	口腔機能向上サービスの提供が必要な場合。月2回まで。
同 IIイ	1 回	155 円	Iに加え、そのデータを厚生労働省に提供、リハマネ「ハ」。月2回まで。
同 IIロ	1 回	160 円	Iに加え、そのデータを厚生労働省に提供、リハマネ「イ」「ロ」。月2回まで。
重度療養管理加算	1 日	100 円	要介護 3 以上で、療養上の管理が必要な場合
中重度者ケア体制加算	1 日	20 円	中重度者の割合が一定以上るとき、全員に対し算定。
科学的介護推進体制加算	月	40 円	利用者の状態を厚労省に提供、得られた結果を活用している場合。
退院時共同指導加算	月	600 円	入院中の方が退院後に通所リハを使用する場合に、退院前に医療機関の関係職と協同して、退院後の生活やリハビリテーションについての指導を行います。
介護職員等処遇改善加算	月	-	介護保険サービス利用料の総額に 5.3～8.6%が加算されます。
サービス提供体制強化加算 I	1 日	22 円	介護職員のうち、介護福祉士を 7 割を超えて配置、または勤続10年以上の介護福祉士を 2.5 割を超えて配置。
同 II	1 日	18 円	介護職員のうち、介護福祉士を 5 割を超えて配置
同 III	1 日	12 円	介護職員のうち、介護福祉士を 4 割を超えて配置

2) その他の介護サービス料（要支援）

項 目	単位	月 額	適 用
生活行為向上リハ実施加算 (6ヶ月以内)	月	562 円	実際の生活の場面での動作を確認し、それを向上させるリハビリテーション。
若年性認知症利用者受入加算	月	240 円	若年性認知症利用者(65 歳未満)の場合
栄養アセスメント加算	月	50 円	栄養状態を把握し状態を説明、相談等の対応を行った場合。
栄養改善加算…A	月	150 円	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者への栄養管理
口腔・栄養スクリーニング加算 I	月	20 円	6 月毎に口腔・栄養状態について確認、ケアマネージャーに報告した場合。
同 II	月	5 円	〃 口腔または栄養状態について確認、 〃
口腔機能向上加算…B I	月	150 円	口腔機能向上サービスの提供が必要な場合。月2回まで。
同 II	月	160 円	Iに加え、そのデータを厚生労働省に提供。月2回まで。
一体的サービス提供加算	月	480 円	上記の A・B を実施している際に算定
科学的介護推進体制加算	月	40 円	利用者の状態を厚労省に提供、得られた結果を活用している場合。
退院時共同指導加算	月	600 円	入院中の方が退院後に通所リハを使用する場合に、退院前に医療機関の関係職と協同して、退院後の生活やリハビリテーションについての指導を行います。
介護職員等処遇改善加算	月	-	介護保険サービス利用料の総額に 5.3～8.6%が加算されます。
サービス提供体制強化加算 I	月	88 円	介護職員のうち、介護福祉士を 7 割を超えて配置、または勤続10年以上の介護福祉士を 2.5 割を超えて配置。
	月	176 円	介護職員のうち、介護福祉士を 7 割を超えて配置、または勤続10年以上の介護福祉士を 2.5 割を超えて配置。
同 II	月	72 円	要支援 1。介護職員のうち、介護福祉士を 5 割を超えて配置
	月	144 円	要支援 2。介護職員のうち、介護福祉士を 5 割を超えて配置
同 III	月	24 円	要支援 1。介護職員のうち、介護福祉士を 4 割を超えて配置
	月	48 円	要支援 2。介護職員のうち、介護福祉士を 4 割を超えて配置

(B) 保険が適用されない利用料（保険負担の割合にかかわらず同額です）

① 食費 500 円／回（おやつ代込み・非課税）

当日になつての食事のキャンセルは、食事代相当のキャンセル料を頂きます。

② **日用品費** **70 円／回**（非課税）
石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するもの
をご利用頂く場合にお支払い頂きます。

③ **教養娯楽費** **55 円／回**（非課税）
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料やDVDソフト等の
費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。

※ 上記①～③は、リハビリのみの短時間利用では原則適用されませんが、ご要望
により該当するサービスを行う場合には発生いたします。

④ **理美容代** 実費（委託先の料金になります。【例】 カット洗髪・税込 2,090 円 ）

⑤ **おむつ代** 使用分を実費にて頂戴いたします。持参なさっても結構です。

（C）支払い方法

- ・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行いたします。月末までにお支払いください。
- ・お支払い頂きましたら領収書を発行いたします。
医療費控除対象となる項目もございます。再発行は有料となりますので、大切に保管して下さい。
- ・窓口払い（現金）または 銀行振込 でのお支払いとなりますので、契約時にお選びください。
銀行振込の場合、振込手数料はご負担願います。
また、支払い方法の切り替えも可能ですので、その際には前もってご連絡ください。

個人情報の利用目的

（令和3年4月1日現在）

介護老人保健施設すこやかでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている
ご利用者様 並びに そのご家族様 の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供
- ・利用者の事故・感染症等に関する保険者・監督庁への報告
- ・苦情等に関する国民健康保険団体連合会からの照会への回答